

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぱう

平成19年
(2007年) 3月5日
毎月3回5の日に発行

第1645号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実
http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会議報

教育委員会への国の関与強化に反対

自民党総務部会で主張

地方六団体

全国市議会議長会(会長 国松誠・藤沢市議会議長)をはじめ地方六団体の代表は2月27日、自由民主党本部で開かれた総務部会(部会長 吉田博美・参議院議員)に出席し、教育委員会への国の関与強化に対して意見を述べた。本会からは、立脇通也・社会

文教委員長(松江市議会議長)が出席した。現在、中央教育審議会(文部科学大臣の諮問機関、以下「中教審」)において、内閣に設置されている教育再生会議がまとめた第一次報告等を踏まえ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」などの改正に向けた審議が行われている。

よる改正前の教育行政に後戻りさせかねないものであり、受け入れられるものではない」と主張してきた。しかし、地方の声が反映されず提案の撤回・見直しが行われないため、六団体の代表

は総務部会で改めて反対の意向を表明。国の関与強化が必要である論理的な立証等がされていない。中教審で同省が示した改正案に具体的な関与の例が示されていない。自治体の人事への国の関与は地方分権の流れに逆行することなどを指摘したうえで、拙速な中教審の議論に対し遺憾の意を表すとともに、地方の主張への理解を求めた。



総務部会に出席する立脇・社文委員長(右から2人目)は、この中で文部科学省への教育委員会に対する是正勧告・指示権の付与②同大臣等が行う調査への教育委員会等の協力③同大臣の教育長任命への関与を提案。教育委員会に対し、国の関与を強化する方向で議論が進められている。これまで地方側は、教育委員会への国の関与強化について繰り返し、平成12年に施行された地方分権一括法に

「全国都市の特色ある施策集」刊行へ

平成19年度版

全国市議会議長会

本会編集による平成19年度版「くらしふれあいまちづくり 全国都市の特色ある施策集」がいよいよ刊行の運びとなりました。

本書は全15章からなり、489市から寄せられた1477施策を収録しています。今回は特に、人と地域が主役としてのテーマをもとに、先進的かつ創意と工夫を凝らしたものや、ソフトに関する施策を優先して募集しました。



また、前回の15年度版と比べ、画像を豊富に掲載するとともに、サイズもB5判からA4判へのワイド化を図り、見やすさと扱いやすさに配慮。巻末には、施策が手軽に検索できるよう「都市別施策内容索引」も掲載しています。

このように、本書は、議員の皆様をはじめ地方自治関係者に幅広く活用されるよう編集しています。なお、全国の市議会事務局へ4月上旬にも1部を送付いたします。また、本書購入をご希望の場合には、(株)ぎょうせい TEL 03(5349)6662 まで、定価は6500円(税込み)です。

3月5日現在の市数
804市

うち	
指定都市	15市
核都市	37市
中核都市	39市
特例市	690市
一般市区	23区

なお、六団体は同日、国の関与強化に改めて反対する内容の声明を発表した。全文は2面に掲載。

19年度への申し送りなど決定

地方財政委員会

地方財政委員会(委員長 山田幸典・恵那市議会議長)は2月22日、東京・全国都市会館で委員会を開き、平成18



山田・地財委員長 (恵那市)

年度の活動結果を報告したほか、19年度への要望の申し送り事項などを決定した。

申し送り事項は①真の地方分権改革の確実な実現②地方分権改革推進法③成立後における真の地方分権改革の確実な実現等④都市税源等の充実強化⑤地方分権改革に伴う大幅な税源移譲の実現等⑥地方交付税の所要総額の確保⑦

削減ありきの地方交付税見直しの断固阻止等④国庫補助負担金の整理合理化⑤地方債資金の所要額の確保等⑥地方公営企業の経営健全化等の6事項。

当日は、総務省自治財政局の佐藤文俊・財政課長が「平成19年度地方財政対策等」について、同省自治税務局の滝本純生・企画課長が「平成19年度地方税制改正」について説明した。(18年度の活動結果の概要は4面に掲載)

全国消費ネットワーク・システム

正確・迅速な情報発信

「全国消費生活情報ネットワーク・システム」は、国民生活センターに寄せられる多くの苦情や相談、被害事項をオンラインでデータベースに蓄積し、そのなかでも消費者

が大きな不都合を被る恐れがあると思われる事項に関して、早急に消費者被害早期警戒情報を発信するというシステム。独立行政法人国民生活センターと全国各地の消費生活センターをネットワークで結ぶことにより、より正確で迅速な情報発信につながる。ことが期待されている。略称は英語名の頭文字(PIO)をとって、「パイオ・ネット」ともいわれる。

最近では、ガス湯沸かし器による中毒事故、幼児がシユレッダーで怪我をした事故など、消費者が被る事故や不都合についての相談事項とその内容、また事故の具体的な内容やその解決方法などを登録し、その事例に基づいてより積極的にトラブル防止を図っている。今まで、こうした事例や内容を発信するためには多くの手続きや検証が必要で時間がかかった。しかし、このシステムでは、相談を受けつけてから、ネットに登録されるまでに、平均で1カ月半ほどに短縮されるという。

時の話題



教育委員会への国の関与の強化案に対する反論

現在中央教育審議会において、教育再生会議の第1次報告などを踏まえ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に向けた審議が行われている。この中では、文部科学省から①文部科学大臣への教育委員会に対する是正勧告・指示権の付与、②教育委員会等の文部科学大臣等が行う調査への協力、③文部科学大臣の教育長の任命への関与、という教育委員会に対する国の関与の強化が提案されている。

これまで地方は、このような国の教育委員会に対する関与の強化は、「平成12年に施行された地方分権一括法による改正前の教育行政に後戻りさせかねないものであり、受け入れられるものではない」と繰り返し主張してきたところである。しかしながら、このような地方の声に耳を傾けることなく、提案の撤回・見直しが行われないのは誠に遺憾であり、改めて反対を表明するものである。

教育委員会に対する国の関与のあり方は教育制度の根幹に関わる重要な問題である。今回は、検討・議論を重ねる十分な時間も与えられておらず、現在文部科学大臣が持っている関与の権限・手段で何が不十分なのか、あるいは運用の問題なのかなどについて検証・分析がなされていない。また、教育委員会の再生のためになぜ国の関与の強化が必要なのか、何ら論理的に結びつく説明や立証がなされていない。いかにも拙速と言わざるを得ない状況である。

教育の再生には、教育委員会が、文部科学省よりも教育の受益者である児童生徒・保護者・住民に対して目を向け、責任を果たしていけるようにしなければならない。このためには、各地域が当事者意識と責任を持って教育に取り組むことができるよう分権型の教育の仕組みをつくることが不可欠である。

今後政府においては、教育委員会制度のあり方について、このような地方分権の視点に立って、十分検討するものとする。

平成19年2月27日

地方六団体

議事人事

議長	西東京	遠藤源太郎(2.2)	戸田	矢口栄造(2.7)	小諸	清水清利(2.6)
議員	田原	安田幸雄(2.5)	茨木	菱本哲造(2.8)	菊川	果田哲和(2.6)
	御坊	西本和明(2.5)	阿蘇	高藤拓雄(2.13)	倉敷	梶田省三(2.6)
	小諸	長谷川正昭(2.6)	須坂	永井康彦(2.14)	かすみがうら	
	菊川	伊藤壽一(2.6)	みやま	牛嶋利三(2.14)	戸田	藤井裕一(2.7)
	倉敷	秋山正(2.6)	副議長	田中義雄(2.15)	阿蘇	辰見登(2.8)
			西東京	二木孝之(2.5)	須坂	田中則次(2.13)
			田原	河合照人(2.5)	みやま	浅野隆一(2.14)
			御坊	山本清司(2.5)	亀岡	浅山樹治(2.14)
						畠田馨(2.15)

18年度 本委員会 活動結果の概要

①

本会の社会文教、地方財政、産業経済、建設運輸、地方行政の各委員会の平成18年度活動結果について、その概要を今号から順次掲載する。

社会文教委員会

1. 文教施策

平成19年度予算では、深刻な社会問題となつていっている不登校等への対応として、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員など、教育相談体制の充実を図ることとしているほか、18年度補正予算で、スクールカウンセラー等の緊急面談を年度内に実施することとしている。

なお、現在、教育再生会議及び中央教育審議会において、「ゆとり教育」の見直し、教員免許の更新制のほか、教育委員会に対する是正の勧告・指示、教職員の人事権の市町村への移譲、小規模市町村の教育委員会の統廃合などが検討されている。

特に、教育委員会に対する勧告・指示については、地方六団体として、地方分権の流

れに逆行するものであり、分権の視点に立つて見直しを行うよう要請を行っている。今後、中央教育審議会での

3. 介護保険制度

平成18年4月に介護予防を重視したシステムへの転換や地域密着型サービスの創設など新たなサービス体系を確立する改正が本格施行され、制度の円滑な運営のための所要の措置が講じられる。

特に、今後増加が見込まれる認知症高齢者対策や「孤立死ゼロ・プロジェクト」を展開するとともに、介護サービス基盤の整備、質の向上などに向け、所要額が確保されている。

また、平成23年度末の介護療養病床の廃止に向け、転換支援を含めた地域ケア体制の整備に向けて、所要額が確保されている。

議論を経て、地方教育行政法、学校教育法、教育職員免許法等の改正案が今通常国会に提出される予定。

2. 国民健康保険制度等

国民健康保険助成費については、前年度比1.1%増の3兆6555億円が計上され、

4. 少子化対策等

少子化対策については、平成18年6月に取りまとめられた「新しい少子化対策について」等を踏まえ、児童手当の乳幼児加算を創設し、0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律1万円とするほか、働き方の見直し、若者の自立支援・雇用対策の充実、地域子育て支援や母子保健医療の充実、児童虐待への対応など、総合的な対策が講じられる。

また、文部科学省と厚生労働省が連携し、すべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保するため、総合的な放課後対策として、平成19年度に「放課

後子どもプラン」を創設することとしており、その必要経費が盛り込まれている。

平成20年度から保険者に義務づけられる特定健診・保健指導に向けてプログラム研修経費等が盛り込まれている。

また、平成18年6月に成立した医療制度改革関連法に基づき、平成20年度に75歳以上の後期高齢者医療制度を運営する「後期高齢者医療広域連合」について、円滑な設立と制度発足に向けての準備に対する支援措置が講じられる。

5. 地域医療保健施策

医師確保対策については、平成18年8月に取りまとめられた「新医師確保総合対策」に基づき、平成18年度補正予

算の雇用情勢が特に厳しい地域と、雇用創造に向けた意欲が高い市町村等の取組に対する支援を重点化するとともに、企業の人材確保を支援するために八口ワークにおける求人充足サービスの拡充強化が図られる。また、いわゆる「就職氷河期」に就職にいたらなかった年長フリーター等に対

算と合わせ、約100億円の医師確保関係予算が確保されている。

算と合わせ、約100億円の医師確保関係予算が確保されている。

医師派遣についての都道府

県の役割・機能の強化、開業医の役割強化、地域の拠点となる病院づくりとネットワーク化、患者のアクセス支援等のための各種施策が講じられるほか、医療紛争の早期解決を図るため、分娩時に医療事故に遭った患者に対する救済制度の設計・調査や医療事故に係る死因究明制度の検討が行われる。

6. 社会福祉施策

障害者福祉については、平成18年10月に全面施行された障害者自立支援法の着実な定着を図るため、利用者負担の更なる軽減、事業者に対する激変緩和措置などを内容とする、約1200億円規模の「障害者自立支援法円滑施行特別対策」が講じられる。

年金制度については、平成21年度までに基礎年金に対する国庫負担割合を2分の1にすることが法律に明記されており、この道筋に沿って19年度は現行の基礎年金国庫負担割合に11.24億円が加算される。また、年金保険料の納付率向上に向け、口座振替の推進等納めやすい環境づくりの整備を図ることとしている。

また、循環型社会の構築に向け、廃棄物・リサイクル対策を推進することとしている。特に、漂着ごみ問題については、漂着ごみの処理事業に対する補助制度が創設されるとともに、環境省として漂着ごみの状況や地域特性などについての調査が実施される。

(担当：社会文教委員会)

8. 生活環境施策

京都議定書の第一約束期間(2008～2012年)まであと1年となったことを受け、地球温暖化防止のための

地方財政委員会

1. はじめに

平成19年度の政府予算は、社会保障関係費や過去に発行した国債の利払いが増加したことに伴い、一般会計総額が82兆9088億円(対前年度比4.0%増)と2年ぶりの増加となった。

一方、景気回復基調の中で、国税・地方税ともに大幅な増収が見込まれるため、赤字国債の発行額は、25兆4320億円(同15.2%減)と大幅に減少し、18年7月7日の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(骨太方針2006)」等で明記された、国と地方のプライマリーバランス(基礎的財政収支)を23年度に黒字化する政府の目標に近づいた。

一般会計予算のうち歳入では、好調な企業業績と定率減税の平年度化により、6年ぶりに増収50兆円台を回復。歳入に増収50兆円台を回復。歳出では、安倍総理が重視する成長力強化や地域・中小企業活性化等に対し、重点的に予算が配分されるとともに、財政再建路線堅持のため、社会保障費や公共事業費等の予算

が減額された。

なお、政府は18年12月24日の臨時閣議において、19年度予算案を決定している。

2. 地方分権改革

地方分権改革制度については、14年から始まった三位一体の改革において、17年末に約4.7兆円の国庫補助負担金改革、約3兆円の税源移譲、約5.1兆円の地方交付税改革が実現された。

しかしながら、三位一体の改革の中では、国と地方の役割分担のあり方等の議論が不十分であったため、地方分権推進の視点から改めて検討し、更なる地方分権改革を推進することが重要であると考えられた。

地方六団体が18年6月7日

5. 地方公営企業等金融機構

政策金融改革に伴い、20年10月に廃止される公営企業金融公庫に代わる新組織については、「行革推進法」や「政策金融改革に係る制度設計」等に沿って、地方自治体が共同して設立する「地方公営企業等金融機構」に移行する。

同機構は、将来にわたる安定的な経営を確保するとともに

に内閣及び国会に提出した「地方分権の推進に関する意見書」を踏まえ、「骨太方針2006」では、地方分権に向けて関係法令の一括した見直しを進めるとともに、国の関与・補助金の廃止・縮小を図ると明記されており、12月8日の「地方分権改革推進法」の成立へとつながった。

同推進法では、3年以内に

4. 19年度地方財政対策

このような状況の中、19年度の地方財政対策は、18年12月18日、菅総務大臣と尾身財務大臣との折衝により決着した。

19年度の地方財政計画の規模は、社会保障関係の国庫補助事業や退職手当等の増要因

に、公営企業金融公庫の既往債権等の適切な管理を行うため、必要な財務基盤が確保されることとなった。

同機構の組織や業務範囲等を規定した「地方公営企業等金融機構法案」は、19年2月23日に閣議決定、同日に国会へ提出された。

6. 19年度地方税制改正
19年度の税制改正は、法人

地方分権推進計画の作成等が明記されている。

3. 歳入歳入一体改革

政府が策定した「構造改革と経済財政の中期展望」では、従来から2010年代初頭には、国・地方を通じたプライマリーバランスを黒字にすることが目標とされ、「骨太方針2006」では、各分野について徹底した歳出削減方

がある中で、「骨太方針2006」に沿い、歳出を厳しく見直した結果、前年度ほぼ同額の83兆1261億円、一般歳出で65兆7350億円(同1.1%減)となった。

地方一般財源総額は、地方税が初めて40兆円台に達するなど、前年度に比べ大幅に増

所得課税における減価償却制度の抜本的見直しが主要改正検討事項であった。

改正内容は、法定耐用年数経過時点での残存価額(取得時の10%)及び償却可能限度額(同5%)を廃止し、法定耐用年数経過時点で取得価額の100%まで償却できるよう見直すものである。

この改正に伴い、経済界や

針を定めると明記された。うち地方財政に関しては、

地方公務員の定員の純減幅や給与水準が焦点となり、定員純減幅は国家公務員の定員純減目標(対前年度比5.7%減)と同程度の純減、給与水準は国家公務員準拠重視から地域民間給重視へ転換するなど、具体的な歳出削減方針が示されることとなった。

加したことや、地方交付税が国税5税からの繰り入れ割合である法定率分を堅持した上で、出口ベースでの総額が確保されたことにより、59兆2266億円(同0.9%増)と、安定的な地方財政運営に必要な額が確保された。

この結果、19年度の地方財

関係省庁から、固定資産税における償却資産の評価基準も見直すべきとの強い要望があった。

仮にこの要望が実現した場合、地方自治体は、法人2税(法人住民税、法人事業税)の減収だけでなく、固定資産税評価額の低下を招き、さらなる地方税の減収を強いられる。

る。

源不足は18年度の約半分(4.4兆円)となり、国と地方の折半対象財源不足は解消されることとなった(国と地方の折半ルールは21年度まで継続)。

また、約53兆円(うち地方負担分約34兆円)ある交付税特別会計の借入金のうち、地方分については、18年度補正予算から計画的償還が行われる。

地方債については、19年度地方債計画において、地方財源不足に対処するための所要額が確保されるとともに、地方自治体が過去に高金利で借りた公的資金について、一定の条件下、補償金なしで繰上償還が行えることとなった。

よって、全国市議会議長会は、18年11月末から12月初めにかけて、固定資産税の償却資産の評価に係る現行制度の堅持について、与党の関係国会議員に対し、強力な働きかけを行った。その結果、現行制度は維持されることとなった。

(担当：地方財政委員会)